

別紙 6

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）

【平成24年4月1日施行】

改正案	現行
<p>(歯科診療の具体的方針)</p> <p>第二十一条 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 歯冠修復及び欠損補綴 歯冠修復及び欠損補綴は、次に掲げる基準によつて行う。</p> <p>イ 歯冠修復</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 歯冠修復において金属を使用する場合は、金位十四カラット合金又は代用合金を使用するものとする。ただし、前歯部の<u>金属歯冠修復</u>については金合金又は白金加金を使用することができるものとする。</p> <p>ロ 欠損補綴</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ブリッジ</p>	<p>(歯科診療の具体的方針)</p> <p>第二十一条 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 歯冠修復及び欠損補綴 歯冠修復及び欠損補綴は、次に掲げる基準によつて行う。</p> <p>イ 歯冠修復</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 歯冠修復において金属を使用する場合は、金位十四カラット合金又は代用合金を使用するものとする。ただし、<u>金位十四カラット合金は臼歯部の歯冠継続歯に限つて使用するものとし、前歯部の鑄造歯冠修復又は歯冠継続歯については金合金又は白金加金を使用することができるものとする。</u></p> <p>ロ 欠損補綴</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ブリッジ</p>

(一) (略)

(二) ブリッジは、金位十四カラット合金又は代用合金を使用する。ただし、金位十四カラット合金は、前歯部の複雑窩洞又はボンティックに限って使用する。

(3) 口蓋補綴及び顎補綴並びに広範囲顎骨支持型補綴

口蓋補綴及び顎補綴並びに広範囲顎骨支持型補綴は、必要があると認められる場合に行う。

八・九 (略)

(一) (略)

(二) ブリッジは、金位十四カラット合金又は代用合金を使用する。ただし、金位十四カラット合金は、歯冠継続歯又は前歯部の複雑窩洞若しくはボンティックに限って使用する。

(3) 口蓋補綴及び顎補綴

口蓋補綴及び顎補綴は、必要があると認められる場合に行う。

八・九 (略)

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）

【平成26年4月1日施行】

改正案	現行
<p>(領収証等の交付) 第五条の二 (略)</p> <p>2 厚生労働大臣の定める保険医療機関は、前項に規定する領収証を交付するときは、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。</p> <p>3 前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならない。</p>	<p>(領収証等の交付) 第五条の二 (略)</p> <p>2 厚生労働大臣の定める保険医療機関は、前項に規定する領収証を交付するときは、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。<u>ただし、領収証を交付するに当たり明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、患者から求められたときに交付することで足りるものとする。</u></p> <p>3 前項に規定する明細書の交付は、<u>正当な理由がある場合を除き</u>、無償で行わなければならない。</p>
<p>(領収証の交付) 第二十六条の五 (略)</p> <p>2 厚生労働大臣の定める保険薬局は、前項に規定する領収証を交付するときは、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載</p>	<p>(領収証の交付) 第二十六条の五 (略)</p> <p>2 厚生労働大臣の定める保険薬局は、前項に規定する領収証を交付するときは、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載</p>

した明細書を交付しなければなら  
ない。

- 3 前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならない。

※ ただし、400床以上の病院を除き、明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合には、当分の間、患者から求められたときに明細書を交付することで足りる。また、正当な理由がある場合には、当分の間、有償で発行することができる。

した明細書を交付しなければなら  
ない。ただし、領収証を交付するに当たり明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、患者から求められたときに交付することで足りるものとする。

- 3 前項に規定する明細書の交付は、正当な理由がある場合を除き、無償で行わなければならない。